

令和6年度 新潟県農業再生協議会通常総会 次第

令和6年5月28日（火）11：00～

J A 新 潟 ビ ル 中 会 議 室

1 開会

2 協議事項

第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和6年度収支予算の変更について

第3号議案 役員の選任について

第4号議案 規約等の改正について

3 令和6年度新潟県水田収益力強化ビジョン（案）について

4 その他

(1) 情報提供

(2) 需要に応じた生産・販売の推進に向けた今後の取組について

5 閉会

令和6年度 新潟県農業再生協議会通常総会 出席者名簿

令和6年5月28日（火）
J A新潟ビル中会議室

1 会員

	氏 名	所属・役職	備 考
会 長	石山 章	新潟県農業会議 会長	
副会長	窪田 稔博	新潟県 農林水産部長	
副会長	高橋 尚紀	新潟県農業協同組合中央会 専務理事	
会 員	高野 洋	全国農業協同組合連合会新潟県本部 県本部長	代理 小森 公夫 副本部長
会 員	関口 眞佐徳	新潟県主食集荷商業協同組合 理事長	欠席
会 員	山口 和茂	新潟県担い手育成総合支援協議会 事務局長	
監 事	坪谷 満久	新潟県土地改良事業団体連合会 専務理事	
監 事	尾田 修一	新潟県農業共済組合 組合長理事	

2 オブザーバー

	氏 名	所属・役職	備 考
オブザーバー	田口 将之	北陸農政局新潟県拠点 地方参事官	

○ 協議事項

第 1 号議案：令和 5 年度 事業報告及び収支決算について 頁

資料 1	事業報告（案）	・・・	1
資料 2	令和 5 年度 収支決算（案）	・・・	5
資料 3	監査報告	・・・	9

第 2 号議案：令和 6 年度 収支予算の変更について

資料 4	令和 6 年度 収支予算（案）	・・・	10
------	-----------------	-----	----

第 3 号議案：役員の選任について

資料 5	役員の選任について	・・・	11
------	-----------	-----	----

第 4 号議案：規約等の改正について

資料 6	規約等の改正について	・・・	12
------	------------	-----	----

○ 令和 6 年度新潟県水田収益力強化ビジョン（案）について

資料 7	・・・	18
------	-----	----

令和 5 年度事業報告（案）

1 活動の概要

需要に応じた米生産を基本としつつ、主食用米・非主食用米を合わせた新潟米全体の需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進した。

2 活動報告

(1) 需要に応じた米生産と水田フル活用の推進

需要に応じた米生産に向けた的確な情報提供を行うとともに、加工用米等の非主食用米や園芸品目等、水田フル活用の推進による農業所得の拡大を図った。

時 期	内 容
令和 5 年 4 月～	○ 米の需給状況等に係る情報提供 ・ 新潟米マンスリーレポートの発行【毎月・号外 1 回】 ・ 販売状況等に関するアンケート【5 月】
4 月～11 月	○ 令和 5 年産米の作付状況の把握【毎月（1 月～8 月、11 月）】
5 月 1 日～ 5 月 31 日	○ 経営所得安定対策等への加入促進に向けた農業者向けラジオ CM の実施
2 月	○ 令和 6 年産の非主食用米等推進チラシの配布
随時	○ 地域農業再生協議会、認定方針作成者との意見交換

(2) 協議会等の開催

時 期	内 容
4 月	○ 協議会【書面表決】 ・ 令和 5 年度産地交付金の活用方針
5 月 25 日	○ 通常総会 ・ 4 年度事業報告、収支決算 ・ 役員の選任 ・ 令和 5 年度県水田収益力強化ビジョン（案）の検討
9 月 7 日	○ 作業部会（第 1 回） ・ 令和 5 年産の取組状況 ・ 令和 6 年産の需給調整について ・ 令和 6 年産米における地域の合理的な単収
10 月 27 日	○ 作業部会（第 2 回） ・ 新潟米をめぐる状況 ・ 令和 6 年産の県生産目標、市町村別目安 ・ 令和 6 年度産地交付金の活用の方方向性

時 期	内 容
11 月 29 日	○ 協議会 ・ 令和 6 年産の県生産目標、市町村別目安 ・ 令和 6 年度産地交付金の活用方針 ・ 令和 5 年度産地交付金の減額調整 ・ 令和 6 年産米の需要に応じた生産に係る推進方針について
11 月 30 日	○ 地域農業再生協議会事務局長等会議 ・ 令和 6 年産の県生産目標、市町村別目安 ・ 令和 6 年度産地交付金の活用方針 ・ 令和 5 年度産地交付金の減額調整 ・ 令和 6 年産米の需要に応じた生産に係る推進方針について
令和 6 年 2 月 2 日	○ 作業部会（第 3 回） ・ 令和 6 年度産地交付金の活用方針について ・ 新潟米情報センターの運営について
2 月	○ 協議会【書面表決】 ・ 令和 6 年度産地交付金の活用方針について ・ 新潟米情報センターの運営について
2 月 20 日	○ 地域農業再生協議会事務局長等会議 ・ 新潟米をめぐる状況 ・ 令和 6 年度産地交付金の活用方針について ・ 産地交付金県設定支援の詳細
3 月 22 日	○ 定時総会 ・ 令和 6 年度事業計画及び収支予算について ・ 需要に応じた生産・販売の推進に向けた今後の取組について

(3) 内部監査の実施

時 期	内 容
令和 5 年 11 月 6 日	○ 5 年度上半期の事業実績及び資金管理状況の監査
令和 6 年 5 月 7 日	○ 5 年度下半期の事業実績及び資金管理状況の監査

3 国事業等の活用

(1) 肥料価格高騰対策事業（国令和4年度補正事業）

（事業内容）世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰していることから、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営に及ぼす影響を緩和する。

また、新潟県及び新潟市等6市の上乗せ支援を合わせて交付する。

（認定状況）取組実施者数：185団体、参加農業者数34,019人

（支払実績）支払額：2,528,130千円

うち国事業：1,974,697千円
県事業：419,044千円
市事業：134,389千円

(2) 化学肥料低減定着対策事業

（事業内容）肥料価格高騰対策事業の一環として、「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた『地域の取組』を支援する追加対策（化学肥料低減定着対策事業）を実施する。

また、県にて国交付金で不足する定着対策事業費を支援する。

（認定状況）取組実施者数：22協議会

（支払実績）支払額：59,454千円

うち国事業：57,363千円
県事業：2,078千円

4 取組の主な結果

(1) 令和5年度における作付状況

主食用米の作付面積は100,600haとなり、生産目標を700ha上回ったものの、夏季の高温・少雨の影響により作況は95の「やや不良」となったことで、生産量は514,100トンで生産目標の範囲となった。

一方、非主食用米は新市場開拓用米及びWC S用稲が過去最高の作付面積となったものの、加工用米、米粉用米、飼料用米は大きく減少した。

畑作物は、近年減少を続けていた大豆が2年連続で増加となり、県産需要のある麦も増加した。

<水田における作付状況>

単位：ha

	主食用米	加工用米	新規需要米				備蓄米	麦	大豆	そば
			米粉用米	飼料用米	WCS用稲	新市場開拓用米				
R 4	99,900	7,627	2,285	4,578	433	1,513	4,558	125	3,907	792
R 5	100,600	7,093	1,784	4,032	533	1,586	4,559	189	3,995	834
前年差	+700	▲534	▲500	▲546	+101	+73	+1	+65	+88	+42

※ 農林水産省調べ、畑作物は基幹作

(2) 経営所得安定対策等の申請状況

- ・ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）については、収入保険への移行が進んだこともあり、申請件数、申請面積が減少
- ・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）については、申請件数全体は減少しているものの、法人の件数は増加しており、個人から法人に集約が進んでいる。

<経営所得安定対策等の申請状況>

	収入減少影響緩和交付金（ナラシ）						【参考】 収入保険 加入者数
	件数					面積	
	全体	内訳					
		認定 農業者 （個人）	認定 農業者 （法人）	集落 営農	認定 新規 就農者		
R 4	7,800 件	7,186 件	461 件	121 件	32 件	42,328ha	2,589 件
R 5	7,128 件	6,548 件	433 件	118 件	29 件	40,812ha	2,888 件
前年差	▲672 件	▲638 件	▲28 件	▲3 件	▲3 件	▲1,516ha	+299 件

※ 農林水産省資料

	畑作物の直接支払交付金（ゲタ）					水田活用の 直接支払交付金 件数
	件数					
	全体	内訳				
		認定 農業者 （個人）	認定 農業者 （法人）	集落 営農	認定 新規 就農者	
R 4	1, 187 件	720 件	339 件	116 件	12 件	12, 998 件
R 5	1, 147 件	681 件	349 件	109 件	8 件	12, 029 件
前年差	▲40 件	▲39 件	+10 件	▲7 件	▲4 件	▲969 件

※ 農林水産省資料

資料 2

令和5年度 収支決算（案）

自：令和5年 4月 1日
至：令和6年 3月31日

単位：円

【前期繰越】

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差異 ②－①	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	0	0	0	
2. 県協議会活動推進費勘定	0	0	0	
3. 一般推進活動費勘定	831,025	831,025	0	
上記1～3の合計＝収入合計（A）	831,025	831,025	0	

【収入】

単位：円

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差異 ②－①	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	2,400,000	2,233,580	▲ 166,420	国庫補助金
2. 県協議会活動推進費勘定	2,000,000	1,527,000	▲ 473,000	県補助金： 527,000 会 費：1,000,000
3. ＜特別会計＞ 肥料価格高騰対策事業費補助金勘定	5,002,752,000	2,593,322,689	▲ 2,409,429,311	（肥料価格高騰対策事業） 国： 1,980,422,354 県： 419,044,021 市町村：134,388,861 （化学肥料低減定着対策事業） 国： 57,389,442 県： 2,078,011
4. ＜特別会計＞ 国内肥料資源活用総合支援 事業費補助金勘定	3,000,000	0	▲ 3,000,000	
上記1～4の合計＝収入合計（B）	5,010,152,000	2,597,083,269	▲ 2,413,068,731	

【支出】

単位：円

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差異 ②－①	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	2,400,000	2,233,580	▲ 166,420	ラジオCM制作費 事務委託費等
2. 県協議会活動推進費勘定	2,000,000	1,055,662	▲ 944,338	協議会運営経費 会議費等
3. ＜特別会計＞ 肥料価格高騰対策事業費補助金勘定	5,002,752,000	2,593,322,689	▲ 2,409,429,311	（肥料価格高騰対策事業） 国： 1,980,422,354 県： 419,044,021 市町村：134,388,861 （化学肥料低減定着対策事業） 国： 57,389,442 県： 2,078,011
4. ＜特別会計＞ 国内肥料資源活用総合支援 事業費補助金勘定	3,000,000	0	▲ 3,000,000	
5. 一般推進活動費勘定	831,025	0	▲ 831,025	
上記1～5の合計＝支出合計（C）	5,010,983,025	2,596,611,931	▲ 2,414,371,094	

当期収支差額(D)=(A)+(B)-(C)	0	1,302,363	1,302,363
-----------------------	---	-----------	-----------

財産目録

(令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：円)

〔資産の部〕		117, 542, 741	備 考
預金		25, 814, 024	
0001468	【新潟県農業再生協議会】	797, 623	
0031223	【新潟県農業再生協議会 肥料価格高騰対策事業】	25, 016, 401	
未収金		91, 728, 717	
0001468	【新潟県農業再生協議会】	527, 000	県補助金
0031223	【新潟県農業再生協議会 肥料価格高騰対策事業】	2, 696, 643	国補助金
		85, 970, 206	市町村補助金
		378	取組実施者からの返還
		25, 711	推進費補助金
0031223	【新潟県農業再生協議会 化学肥料低減定着対策事業】	2, 078, 011	県補助金
		430, 768	取組実施者からの返還
〔負債の部〕		116, 240, 378	
預り金		116, 218, 118	
0031223	【新潟県農業再生協議会 肥料価格高騰対策事業】	115, 728, 979	県への返還金
		58, 371	R 4 国への返還金
0031223	【新潟県農業再生協議会 化学肥料低減定着対策事業】	425, 748	国への返還金
		5, 020	推進費補助金の精算
未払金		22, 260	
0001468	【新潟県農業再生協議会】	22, 260	新潟県市町村総合事務組合
〔純財産の部〕		1, 302, 363	
0001468	【新潟県農業再生協議会】	1, 302, 363	

貸借対照表（案）

(令和6年3月31日)
(単位：円)

科目	期首 a	期末 b	増減 b-a
(資産の部)			
1 現金	0	0	0
2 預金	194,356,705	25,814,024	▲ 168,542,681
3 未収金	24,669,890	91,728,717	67,058,827
4 仮払金	0	0	0
資産合計(A)	219,026,595	117,542,741	▲ 101,483,854
(負債の部)			
1 借入金	0	0	0
2 未払金	440	22,260	21,820
3 預り金	218,195,130	116,218,118	▲ 101,977,012
4 仮受金（基金）	0	0	0
負債合計(B)	218,195,570	116,240,378	▲ 101,955,192
(正味資産の部)			
1 正味財産	831,025	1,302,363	471,338
正味財産合計(C)	831,025	1,302,363	471,338
負債・正味財産合計(D=B+C)	219,026,595	117,542,741	▲ 101,483,854

正味財産増減計算書（案）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（単位：円）

科 目	当年度 a	前年度 b	増減 a-b
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
（1）経常収益(A)	2,597,083,269	4,039,371,903	▲ 1,442,288,634
（2）経常費用(B)	2,596,611,931	4,039,667,049	▲ 1,443,055,118
当期経常増減額(C=A-B)	471,338	▲ 295,146	766,484
2. 経常外増減の部			
（1）経常外収益(D)	0	0	0
（2）経常外費用(E)	0	0	0
当期経常外増減額(F=D-E)	0	0	0
当期一般正味財産増減額(G=C+F)	471,338	▲ 295,146	766,484
一般正味財産期首残高(H)	831,025	1,126,171	▲ 295,146
一般正味財産期末残高(I=G+H)	1,302,363	831,025	471,338
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額(J)	0	0	0
指定正味財産期首残高(K)	0	0	0
指定正味財産期末残高(L=J+K)	0	0	0
III 正味財産期末残高(M=I+L)	1,302,363	831,025	471,338

監 査 報 告 書

規約第29条2の規定により、令和5年度事業報告及び収支決算内容について監査いたしました。

その結果、内容については適正なものと認めます。

令和6年 5 月 15 日

監 事

尾 田 修 一



令和6年 5 月 15 日

監 事

坪 谷 満 久



令和6年度 収支予算（案）

自：令和6年 4月 1日

至：令和7年 3月31日

単位：円

【前期繰越】

科 目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①－②	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	0	0	0	
2. 県協議会活動推進費勘定	0	0	0	
3. 一般推進活動費勘定	(1,314,395) 1,302,363	831,025	(483,370) 471,338	
上記1～3の合計＝収入合計（A）	(1,314,395) 1,302,363	831,025	(483,370) 471,338	

【収入】

単位：円

科 目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①－②	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	2,400,000	2,400,000	0	国庫補助金
2. 県協議会活動推進費勘定	2,000,000	2,000,000	0	県補助金 会費（別紙参照）
3. ＜特別会計＞ 肥料価格高騰対策事業費補助金勘定	0	5,002,752,000	△ 5,002,752,000	令和5年度で終了
4. ＜特別会計＞ 化学肥料低減定着対策 事業費補助金勘定	0	126,825,427	△ 126,825,427	令和5年度で終了
4. ＜特別会計＞ 国内肥料資源活用総合支援 事業費補助金勘定	68,141,224	3,000,000	65,141,224	国庫補助金
上記1～4の合計＝収入合計（B）	72,541,224	(5,136,977,427) 5,010,152,000	(△5,064,436,203) △4,937,610,776	

【支出】

単位：円

科 目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①－②	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	2,400,000	2,400,000	0	協議会HP改修費 事務委託費等
2. 県協議会活動推進費勘定	2,000,000	2,000,000	0	チラシ制作費 会議費等
3. ＜特別会計＞ 肥料価格高騰対策事業費補助金勘定	0	5,002,752,000	△ 5,002,752,000	令和5年度で終了
4. ＜特別会計＞ 化学肥料低減定着対策 事業費補助金勘定	0	126,825,427	△ 126,825,427	令和5年度で終了
4. ＜特別会計＞ 国内肥料資源活用総合支援 事業費補助金勘定	68,141,224	3,000,000	65,141,224	取組実施者への 助成金の交付（5先）
5. 一般推進活動費勘定	(1,314,395) 1,302,363	831,025	(483,370) 471,338	
上記1～5の合計＝支出合計（C）	(73,855,619) 73,843,587	(5,137,808,452) 5,010,983,025	(△5,063,952,833) △4,937,139,438	

当期収支差額(D)=(A)+(B)-(C)

0

0

0

第 3 号議案

役員の選任について（事務局案）

役職名	所属・役職	氏 名
会 長 (1 名)	新潟県農業会議 会長	石 山 章
副会長 (2 名)	J A 新潟中央会 専務理事	高 橋 尚 紀
	新潟県農林水産部 部長	窪 田 稔 博
監 事 (2 名)	新潟県土地改良 事業団体連合会 専務理事	坪 谷 満 久
	新潟県農業共済組合 組合長理事	尾 田 修 一

新潟県農業再生協議会規約等の一部改正について

会員である新潟県農業協同組合中央会の組織改編等を踏まえ、別紙のとおり改正する。

新潟県農業再生協議会規約 新旧対照表

(下線は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 新潟県農業再生協議会規約 平成 16 年 4 月 1 日 制定 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 3 月 27 日 改正 平成 20 年 12 月 18 日 改正 平成 21 年 4 月 21 日 改正 平成 22 年 9 月 15 日 改正 平成 23 年 5 月 31 日 改正 平成 23 年 9 月 21 日 改正 平成 25 年 4 月 26 日 改正 平成 28 年 4 月 25 日 改正 令和 3 年 5 月 31 日 改正 令和 4 年 9 月 9 日 改正 <u>令和 6 年 5 月 ○ 日 改正</u> 第 1 章～第 6 章 [略] 第 7 章 会計 第 24 条 [略] (資金) 第 25 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金 (2) その他の収入 [略]	(別紙 1) 新潟県農業再生協議会規約 平成 16 年 4 月 1 日 制定 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 3 月 27 日 改正 平成 20 年 12 月 18 日 改正 平成 21 年 4 月 21 日 改正 平成 22 年 9 月 15 日 改正 平成 23 年 5 月 31 日 改正 平成 23 年 9 月 21 日 改正 平成 25 年 4 月 26 日 改正 平成 28 年 4 月 25 日 改正 令和 3 年 5 月 31 日 改正 令和 4 年 9 月 9 日 改正 第 1 章～第 6 章 [略] 第 7 章 会計 第 24 条 [略] (資金) 第 25 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金 <u>(県補助金名：経営所得安定対策推進事業費補助金)</u> (2) その他の収入 [略]

新潟県農業再生協議会事務処理規程 新旧対照表

(下線は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 新潟県農業再生協議会事務処理規程 平成 16 年 4 月 1 日制定 平成 19 年 3 月 27 日改正 平成 20 年 12 月 18 日改正 平成 21 年 4 月 21 日改正 平成 23 年 5 月 31 日改正 平成 25 年 4 月 26 日改正 令和 3 年 5 月 31 日改正 <u>令和 6 年 5 月 〇 日改正</u> 第 1 条～第 2 条 [略] (事務処理体制) 第 3 条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 (事務の区分) (事務分担組織 責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業振興部長</u> (2) その他に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業振興部長</u> 2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る新潟県農業再生協議会文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る新潟県農業再生協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。 [略]	(別紙 1) 新潟県農業再生協議会事務処理規程 平成 16 年 4 月 1 日制定 平成 19 年 3 月 27 日改正 平成 20 年 12 月 18 日改正 平成 21 年 4 月 21 日改正 平成 23 年 5 月 31 日改正 平成 25 年 4 月 26 日改正 令和 3 年 5 月 31 日改正 第 1 条～第 2 条 [略] (事務処理体制) 第 3 条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 (事務の区分) (事務分担組織 責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業 <u>(県事業名：経営所得安定対策推進事業)</u> の実施に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業地域対策部長</u> (2) その他に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業地域対策部長</u> 2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る新潟県農業再生協議会文書取扱規程第 5 条第 1 項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る新潟県農業再生協議会会計処理規程第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。 [略]

新潟県農業再生協議会会計処理規程 新旧対照表

(下線は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 新潟県農業再生協議会会計処理規程 平成 16 年 4 月 1 日 制定 平成 19 年 3 月 27 日 改正 平成 20 年 12 月 18 日 改正 平成 21 年 4 月 21 日 改正 平成 23 年 5 月 31 日 改正 平成 23 年 9 月 21 日 改正 平成 25 年 4 月 26 日 改正 令和 3 年 5 月 31 日 改正 第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 [略] (会計区分) 第 4 条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1) 経営所得安定対策等推進事業会計 [略] (経理責任者) 第 8 条 次の各号に掲げる新潟県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。	(別紙 1) 新潟県農業再生協議会会計処理規程 平成 16 年 4 月 1 日 制定 平成 19 年 3 月 27 日 改正 平成 20 年 12 月 18 日 改正 平成 21 年 4 月 21 日 改正 平成 23 年 5 月 31 日 改正 平成 23 年 9 月 21 日 改正 平成 25 年 4 月 26 日 改正 令和 3 年 5 月 31 日 改正 第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 [略] (会計区分) 第 4 条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。 (1) 経営所得安定対策等推進事業 <u>(県事業名：経営所得安定対策推進事業)</u> 会計 [略] (経理責任者) 第 8 条 次の各号に掲げる新潟県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

改 正 後	現 行
(事務の区分) (経理責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業振興部長</u> (2) その他に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業振興部長</u> [略]	(事務の区分) (経理責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業 <u>(県事業名：経営所得安定対策推進事業)</u> の 実施に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業地域対策部長</u> (2) その他に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業地域対策部長</u> [略]

新潟県農業再生協議会文書取扱規定 新旧対照表

(下線は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 新潟県農業再生協議会文書取扱規定 平成 16 年 4 月 1 日 制定 平成 19 年 3 月 27 日 改正 平成 20 年 12 月 18 日 改正 平成 21 年 4 月 21 日 改正 平成 23 年 5 月 31 日 改正 平成 25 年 4 月 26 日 改正 令和 3 年 5 月 31 日 改正 <u>令和 6 年 5 月 〇 日 改正</u> 第 1 条～第 4 条 [略] (文書管理責任者) 第 5 条 次の各号に掲げる新潟県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 (事務の区分) (文書管理責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業振興部次長</u> (2) その他に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業振興部次長</u> [略]	(別紙 1) 新潟県農業再生協議会文書取扱規定 平成 16 年 4 月 1 日 制定 平成 19 年 3 月 27 日 改正 平成 20 年 12 月 18 日 改正 平成 21 年 4 月 21 日 改正 平成 23 年 5 月 31 日 改正 平成 25 年 4 月 26 日 改正 令和 3 年 5 月 31 日 改正 第 1 条～第 4 条 [略] (文書管理責任者) 第 5 条 次の各号に掲げる新潟県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 (事務の区分) (文書管理責任者) (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業地域対策部次長</u> (2) その他に係る事務 新潟県農業協同組合中央会 <u>農業地域対策部次長</u> [略]

令和 6 年度新潟県水田収益力強化ビジョン（案）

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、主食用米と非主食用米とを合わせ全国一の米生産を担い、農業産出額の約 6 割を米が占める米主産地であり、米を基幹とした水田農業が展開されている。

人口減少や 1 人当たり消費量の減少等により、主食用米の需要が減少している中で、本県の基幹産業である稲作農業と、本県を代表する地場産業である新潟清酒や米菓など米関連産業が連携し、双方の振興を図る必要がある。

そのため、米については、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進する。

更に、本県の強みである米に加え、国産大豆等のニーズの高まりへの対応や、園芸導入により経営の幅を広げ、水田フル活用による本県農業の成長産業化を進める。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

国内の主食用米の需要減少が続く中、稲作経営体の収益力強化を図るためには、園芸作物等の高収益作物の導入拡大により経営の幅を広げていく必要がある。

このため、園芸作物の導入・拡大に向けて様々に挑戦する農業者や産地を、県と関係機関・団体が一体となって生産から販売まで一貫してサポートする取組を推進し、県園芸振興基本戦略の目標である販売額 1 億円以上産地数の倍増や栽培面積の 1,000ha 増について令和 6 年までの達成を目指す。

加えて、県内外の市場等からの要望や、加工・業務用への対応など、様々な需要に応じた販路を拡大することで、価格の安定化を図り、農業者の所得確保につなげていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

農作物を効率よく生産し、産地化を進めるため、ほ場整備の実施と併せ、排水対策の徹底による水田の汎用化を推進していく。

本県では、ブロックローテーションが可能な地域では、水稻と大豆又は麦等を組み合わせたブロックローテーション体系が広く浸透しており、この体系を維持していく。

また、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等について引き続き点検し、関係機関と調整しつつ、地域の実情に合わせながら畑地化を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

ア 家庭用米

コシヒカリは家庭内消費が中心であり、その需要に見合った生産を行う一方で、良食味・高品質を確保するため、食味を重視した米作りを徹底する。

また、中山間地域等では立地条件を活かし、付加価値の高い米づくりを進める。

新之助については、全国的な認知向上を図り需要を拡大するとともに、高いレベルで安定した食味・品質の確保を最優先とした取組を推進する。

イ 業務用米

業務用米は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ需要が回復している中ではあるが、事前契約で確実な需要を見極め、需要の見込めない米については、非主食用米への転換を推進する。また、コスト低減等により、生産者の所得確保を図る。

(2) 備蓄米

非主食用米や麦・大豆などの需要に応じた作物以外での所得確保を図るため、また、主食用米の需給調整にもつながるよう、都道府県優先枠を最大限活用した取組を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

米価変動の影響を受けにくいため、経営の安定化の観点から活用を図るが、低コスト技術、多収品種及び多収穫技術を導入し、より収益力の強化につながるよう推進する。

また、畜産農家と結びついた地域内流通だけでなく、全国流通のスキームも活用し、安定生産につなげる。

イ 米粉用米

主に県内の製粉業者等の実需との関係を構築し、実需が求める品種を中心に作付けを推進する。

ウ 新市場開拓用米

海外などの新市場における新潟米の需要拡大に向け、国の支援事業の活用と併せ、低コスト生産や複数年契約の取組を進め、更なる生産拡大を図る。

エ WCS 用稲

県内での安定的な需給体制の構築をめざす。また、機械の整備等を支援し、規模拡大や生産コスト低減を推進する。加えて、生産性向上の取組を支援し、県産粗飼料の増産を後押しする。

オ 加工用米

本県を代表する地場産業である新潟清酒や米菓など米関連産業と連携し、需要の確保を進める。

また、複数年契約や低コスト生産等を支援し、安定生産に資する取組を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、国産・県産の麦大豆への需要の高まりを受け、需要に応じた生産を実現するため、国や県の支援策を活用しながら、排水対策等の基本技術の徹底により収量・品質の高位平準化を図るとともに、生産の組織化・団地化を進め機械・施設の効率的利用を図ることで、生産コストの低減を推進する。

飼料作物については、収量性の高い品種の導入や栽培技術の支援により生産性の向上を図るとともに、需要に応じた生産の維持・拡大を推進し、県産粗飼料の増産を後押しする。

(5) そば、なたね

中山間地域等における水田農業経営の重要品目であるそばについては、実需と結びついた生産の維持・拡大を推進する。

なたねについては、地域の状況に応じて生産の維持・拡大を推進する。

(6) 地力増進作物

有機農業や高収益作物等への転換に向けた土づくりとして取り組む。

(7) 高収益作物

産地交付金を活用し、地域振興作物として生産拡大を図るとともに、安定販路を確保し、稲作経営体等への園芸の導入・定着を推進する。さらに、機械化一貫体系の導入、集出荷施設の整備及びほ場排水条件の改善等により、水田等を活用した省力的で生産効率の高い産地を育成し、園芸生産の拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

○ 県の年産別生産目標は、直近の需要実績や作柄、需要見通し等を踏まえ毎年設定することとしているため、令和8年度の目標設定は不可能だが、2年後の令和8年度の作付目標面積は国が示す全国の需要量の推移を参考に、令和8年度の全国の主食用米の需要量が令和6年産からさらに20万トン減少すると仮定し、新潟県の主食用米の生産面積を試算し、それ以外の作物の面積については主食用米の減少面積に応じて、機械的に同じ割合で増加させ、仮の目標を記載している。

また、作付目標面積については、国の需要量の見通し等を参考に毎年見直しを行う。

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	100,600	—	99,900	—	(98,900)	—
備蓄米	4,559	—	4,660	—	(4,770)	—
飼料用米	4,032	0	3,600	0	(3,690)	(0)
米粉用米	1,784	0	1,800	0	(1,840)	(0)
新市場開拓用米	1,586	0	1,900	0	(1,950)	(0)
WCS用稲	533	0	750	0	(770)	(0)
加工用米	7,093	0	7,200	0	(7,370)	(0)
麦	257	68	300	70	(310)	(70)
大豆	4,079	83	4,150	90	(4,250)	(90)
飼料作物	303	7	350	10	(360)	(10)
・子実用とうもろこし	1	0	1	0	(1)	(0)
そば	861	16	880	20	(900)	(20)
なたね	0	0	0	0	(0)	(0)
地力増進作物	1	0	1	0	(1)	(0)
高収益作物※	1,105	32	1,110	30	(1,150)	(30)
・野菜	1,003	32	1,005	30	(1,030)	(30)
・花き・花木	74	0	75	0	(80)	(0)
・果樹	5	0	5	0	(10)	(0)
・その他の高収益作物	22	0	25	0	(30)	(0)
畑地化	130	—	170	—	(170)	—

※1 産地交付金の支援対象のみ

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）		目標値	
				（令和５年度）		（令和８年度）	
1	加工用米（基幹作）	安定生産支援	低コスト生産の 取組面積	（令和５年度）	4,628ha	（令和８年度）	6,000ha
2	新市場開拓用米（基幹作）	低コスト生産支援	新市場開拓用米の 作付面積	（令和５年度）	1,586ha	（令和８年度）	1,950ha
3	WCS用稲（基幹作）	生産性向上支援	生産性向上の 取組面積	（令和５年度）	529ha	（令和８年度）	750ha
4	飼料作物（基幹作）	生産性向上支援	生産性向上の 取組面積	（令和５年度）	224ha	（令和８年度）	300ha
5	高収益作物（基幹作）	拡大支援	高収益作物の 前年度拡大面積	（令和５年度）	120ha	（令和８年度）	120ha
6	新市場開拓用米（基幹作）	作付支援	新市場開拓用米の 作付面積	（令和５年度）	1,586ha	（令和８年度）	1,950ha
7	新市場開拓用米（基幹作）	複数年契約支援	新市場開拓用米の 新規複数年契約 取組面積	（令和５年度）	379ha	（令和８年度）	390ha
			新市場開拓用米の 作付面積	（令和５年度）	1,586ha	（令和８年度）	1,950ha
8	そば・なたね（基幹作）	作付支援	そばの 作付面積	（令和５年度）	861ha	（令和８年度）	900ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:新潟県

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	安定生産支援	1	6,000(上限6,000)	加工用米(基幹作)	低コスト生産の取組を2つ以上、もしくは令和4年産、5年産又は6年産～3年以上の複数年契約
2	低コスト生産支援	1	6,000(上限6,000)	新市場開拓用米(基幹作)	低コスト生産の取組を2つ以上実施
3	生産性向上支援	1	5,000(上限5,000)	WCS用稲(基幹作)	生産性向上に資する取組を2つ以上実施
4	生産性向上支援	1	5,000(上限5,000)	飼料作物(基幹作)	生産性向上に資する取組を2つ以上実施
5	拡大支援	1	25,000(上限25,000)	高収益作物(基幹作)	地域農業再生協議会が支援する高収益作物の前年産からの拡大分
6	作付支援	1	20,000(上限20,000)	新市場開拓用米(基幹作)	新規需要米取組計画の認定
7	複数年契約支援	1	10,000(上限10,000)	新市場開拓用米(基幹作)	令和6年産～3年以上の新規複数年契約 ※ コメ新市場開拓等促進事業の支援対象となっていること
8	作付支援	1	20,000(上限20,000)	そば・なたね(基幹作)	農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

令和 6 年産米の需要に応じた生産の推進

令和 6 年 5 月
新潟県農業再生協議会

令和6年産の主食用米の県生産目標

【令和6年産の主食用米の県生産目標】（R5.11.29県農業再生協議会で決定）

- 国は、令和6年産主食用米等の生産量の見通しを、令和5年産主食用米等の生産量の見通しと同水準に設定。
- 本県の令和7年6月末の在庫量を適正量（年間需要量の2.5か月分、11.4万トン）とするための、本県の6年産の適正生産量は54.6万トン（面積換算で99,900ha）



国の需給見通しと、本県産米の在庫量を適正化する考え方の両面から
本県の令和6年産主食用米の生産目標は、54.6万トン（99,900ha）とする。

	令和6年産 県生産目標	
数量	54.6万トン	
面積	面積換算 99,900ha	前年実績差 ▲700 ha 〔令和5年産の生産目標と 同水準まで作付転換が必要〕

県全体で前年から
700ha主食用米を減
らす必要

市町村ごとの生産
の目安を実現して
県全体で県生産目
標を実現する必要

1

令和6年産の作付見込（主食用米）

- 県が地域農業再生協議会に聞き取った令和6年4月末時点の主食用米の作付見込は、県全体では「前年並み（増減1%以内）」だが、前年に比べて主食用米が増える見込みの地域もあり、今後の動向によっては、県全体で増加に転じることが懸念される。

【令和6年産 主食用米の作付見込み（4月末時点・県聞き取り）】

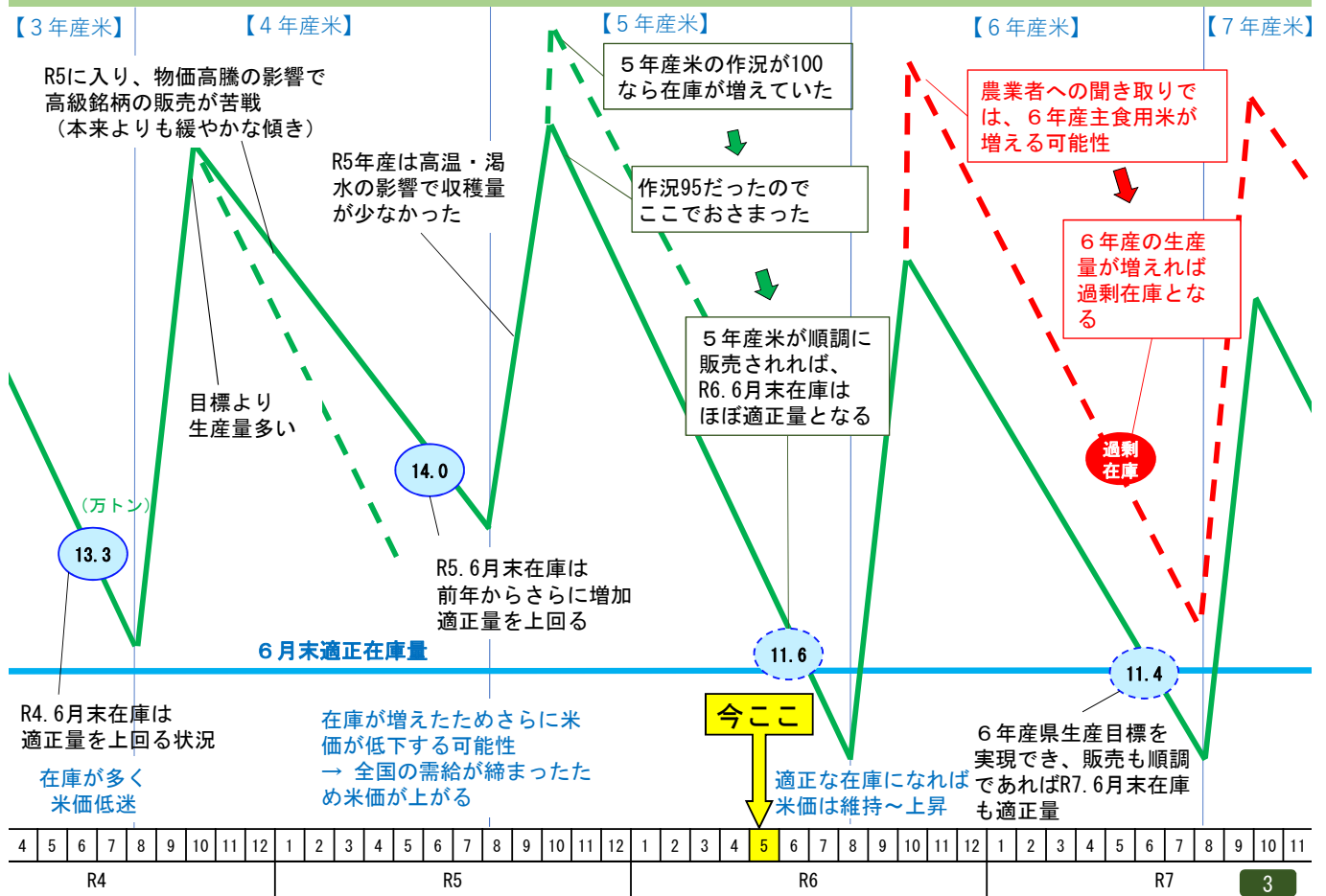
地域 協議会	主食用米 前年比	地域 協議会	主食用米 前年比	地域 協議会	主食用米 前年比	地域 協議会	主食用米 前年比
関川村	→	新潟市亀田郷	→	三条市	→	湯沢町	→
村上市	→	新潟市秋葉区	→	見附市	→	津南町	→
新発田市	→	新潟市南区	→	出雲崎町	→	十日町市	→
阿賀野市	↗	新潟市西区	→	小千谷市	→	上越市	↗
胎内市	↗	西蒲区	→	長岡市	↗	妙高市	↗
聖籠町	→	弥彦村	→	柏崎市	↗	糸魚川市	↘
五泉市	→	燕市	→	刈羽村	→	佐渡市	→
阿賀町	→	田上町	↗	魚沼市	→		
新潟市北区	↗	加茂市	→	南魚沼市	→	新潟県	→

※ 県が地域農業再生協議会に聞き取ったもの

※ 主食用米前年比は 「↗：増加傾向（1%以上増加）」 「→：前年並み（増減1%以内）」 「↘：減少傾向（1%超減少）」

2

新潟米の在庫量の推移と今後の見通し



非主食用米の状況

【令和6年度における県内実需者の声】

		実需者の声
加工用米	実需者A (米菓製造業)	加工用うるちの確保が極めて厳しい。県内企業なので県産米を使いたい、原料の調達の見込みが立たない。原料がないと事業が成り立たない。
米粉用米	実需者B (製粉業)	近年米粉の需要が伸びているが、大規模なオーダーが入ることがあり、安定供給に不安がある。場合によっては、他県産の調達も考えなくてはならない。
飼料用米	実需者C (養鶏業)	飼料の安定調達に向け、地域内での飼料用米の確保を進めていきたい。



○ 特に、県内の食品事業者から令和6年産の県産加工用米の調達について見込みが立たない等の声を聞いており、こうした県内実需者のニーズに応えていくためにも、非主食用米への転換を着実に進めていくことが必要

令和6年産の作付見込（非主食用米等）

- 県が地域農業再生協議会に聞き取った令和6年4月末時点の非主食用米の作付見込は、加工用米、米粉用米、飼料用米、大豆が前年産に比べて減少する見込みであり、新市場開拓用米（輸出用米等）、WCS用稲、麦は前年産に比べて増加する見込み。

【令和6年産 非主食用米等の作付見込み（4月末時点・県聞き取り）】

	加工用米	米粉用米	飼料用米	新市場 開拓用米	WCS用稲	備蓄米	麦	大豆
新潟県	↘	↘	↘	↗	↗	→	↗	↘

※ 県が地域農業再生協議会に聞き取ったもの

※ 非主食用米前年比は 「↗：増加傾向（1%以上増加）」 「→：前年並み（増減1%以内）」 「↘：減少傾向（1%超減少）」

5

今後の推進

【具体的な取組】

- 地域協議会に対し、5年産と比べ主食用米の作付けを増やしている生産者や主食用米の取り扱いを増やしている認定方針作成者等をリストアップし、個々の巡回と状況説明等により、非主食用米等への作付転換の働きかけを行うよう促す。
- 特に、県内実需者が加工用米の調達に苦慮していること等を踏まえ、地域協議会では、県12月補正事業の有効活用に加え、産地交付金を財源としたメニューの新設等により、加工用米等への転換に向けた支援策を充実させ、作付転換を後押しする。
- 関係機関・団体で一体となり、6月末の営農計画書の提出期限まで、できる手段をフル活用しながら、最後まで推進活動が続ける。

6